

## 第6章 景観資源の保全活用

### 1 景観資源の保全活用に関する方針

区内に広く点在する樹林地や農地、歴史や文化など地域を特徴づける固有の景観資源を積極的に保全・活用し、地域の個性と魅力を際立たせていきます。

景観資源の保全・活用にあたっては、次のように取り組んでいきます。

#### (1) 景観資源の発掘と認知度の向上

区内全域の景観資源について、「素敵な風景 100 選」を選定したときに区民から数多くの推薦をいただきました。このように区内の景観の資源は、身近な地域に多く存在します。区民との協働によって発掘し、景観資源への認識を高め共有化していきます。

#### (2) 資源の保全に関する諸制度の活用

景観上重要な建造物や樹木等については、所有者や関係機関等と協議、調整しながら、景観法に基づく景観重要建造物または景観重要樹木として指定します。そして、区民の共有財産として継承していくとともに、地域固有の景観まちづくりの核として、保全活用を図ります。

また、歴史文化的な建造物などについては、登録文化財制度の適用、樹木や樹林地等、景観上重要なみどりについては、保護樹木制度などみどりの保全施策や既往の諸制度を活用し、対象物件に応じて適切な保全活用方策を検討します。

#### (3) 地域への取り組みへの展開

個々の景観資源は、その地域の成り立ちと深いつながりを持つものです。個々の物件の保全とともに、景観資源の魅力を高めていくよう、周辺地区における景観的な配慮を求めます。また、景観資源を核とした景観まちづくりに展開していくよう、地域住民による景観資源の維持管理や周辺地区の取り組みについて支援していきます。

#### ■景観資源の例

農地と屋敷林（市民農園）



平成つつじ公園のつつじ



大泉学園通りの桜並木



旧内田家住宅（区指定文化財）



## 2 景観重要建造物および景観重要樹木の指定等に関する方針

景観法に定める景観重要建造物（景観法第 19 条）および景観重要樹木（景観法第 28 条）の指定方針について次の通り定めます。

なお、指定にあたっては、当該物件の所有者または管理者と十分に協議し、同意を得るとともに、物件の保全・管理・活用に関する事項を定めた上で行います。

### (1) 景観重要建造物の指定の方針

良好な景観の形成に重要と認められる建造物（建築物および工作物で、これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件も含む）で、次のいずれかに該当し、道路など公共の場所から容易に見ることができるものを指定します。

- ①地域に親しまれ、建造物の外観が景観上の特徴を有するなど、地域のシンボリックな存在として良好な景観の形成に寄与すると認められるもの
- ②地域の歴史や文化を感じさせる、または創出していくことが期待できるもの
- ③地域に広く愛され、景観上優れたもの

### (2) 景観重要樹木の指定の方針

良好な景観の形成に重要と認められる樹木または樹木群で、次のいずれかに該当し、道路など公共の場所から容易に望見することができるものを指定します。

- ①樹形が地域のシンボリックなものとして存在し、良好な景観の形成に寄与すると認められるもの
- ②区の歴史文化に由来する樹木や、相当の樹齢を重ねた名木等
- ③地域に広く愛され、景観上優れたもの

### (3) 景観重要建造物および景観重要樹木の保全・活用に関する方針

上記方針に基づき指定した景観重要建造物および景観重要樹木について、次のように取り組み、景観まちづくりを推進していきます。

- ①適切な保全、管理の実施
  - ・所有者等との合意のもと指定物件の管理基準を策定する
- ②周辺地区の行為の制限、景観の誘導
  - ・周辺地区における建築物や開発等行為について、景観資源との調和に配慮するよう誘導する
  - ・指定物件の背景や前景となる場所において、指定物件が際立つよう誘導する
- ③保全・活用に係る支援の実施
  - ・指定物件の修理修景、管理などに対する技術的支援、助成を行う